

JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準（素案）

農林物資規格調査会決定
農林物資規格調査会がその内部規

この基準は、本調査会がJAS規格及び品質表示基準の制定又は見直しについては見直しにあたってのガイドラインであり、本調査会がその内部規定として定めるものである。

現 行	改 正 案
	<p>I JAS規格の制定・見直しの基準</p> <p>1 規格の性格の明確化 規格の制定又は見直しはその性格（特色規格又は標準規格）を明確化した上で検討する。 その際、当該製品の生産状況（製造業者数、小売販売額、品質の実態）、規格の利用実態（格付率、他法令での引用等）及び国際的な規格の動向を考慮する。</p> <p>(1) 特色規格 製品の品質（品位、成分、性能等）、生産・流通プロセス（原材料、製法等）が、当該品目の標準的な品質・プロセスと比較して相当程度明確化しており、価値が高まると認められるものこの場合、JASマークに近接して表示することを推奨する特色の内容を定める。</p> <p>(2) 標準規格 次のいずれかから標準化が必要と認められるもの ア 原材料用に業者間で取引される品目で一定の品質が期待されるなど、取引の単純公正化に資する観点 イ 消費者が調理等の材料とする品目で一定の品質が期待されるなど、使用の合理化に資する観点 ウ 最終製品として直ちに使用・消費に供される製品で、一定の品質が期待される、類似の名称が複数存在するなど、消費者保護の観点（特に必要な場合）</p> <p>2 規格の制定の基準 次の場合に規格の制定を検討する。</p> <p>① 消費者、実需者、生産者又は製造業者から強い要望があり、特色規格及び標準規格のいずれかに該当する場合、</p>

1 規格の制定の基準
次の基準のすべてに当てはまらば農林物資については、規格の制定について検討する。
ただし、これらの基準に当てはまらない農林物資であっても、国際的規格の動向や消費者ニーズの変化への対応等政策的な必要性が認められる場合には、規格の制定について検討する。
① 生産者又は製造業者が多数存在し、製品の種類ごとの品質に大きな格差が認められるもの

② 国際的規格の動向や消費者ニーズへの対応等政策的な必要性が認められる場合

3 規格見直しの基準

(1) 廃止を検討するに当たった際の基準

「特色規格」又は「標準規格」と位置付けることができないう規格は廃止を検討する。

ただし、規格改正により「特色規格」又は「標準規格」と位置付けることができ、客観的に明示できる場合は改正する方向で検討するものとする。

- ② 規格の制定について、消費者、実需者、生産者又は製造業者から強い要望があるもの
- ③ 小売販売額が100億円以上あるもの

2 規格の見直しの基準

(1) 廃止の是非を検討するに当たった際の基準

① 品位、成分、性能その他品質についての基準を内容とする規格（JAS法第2条第3項第1号の規格）について、次のいずれかに該当する規格については、廃止の是非を検討することとする。

ア 製造業者等が限定され、製品の種類ごとの品質に大きな格差が認められなくなっている農林物資の規格

イ 見直しを行う年度の過去2ヶ年度の小売販売額（注1）の平均値が、見直しを行う年度の4年度前の小売販売額に比べ著しく低下している農林物資の規格

ウ 一の都道府県以外では格付されなくなった農林物資の規格格付率が著しく低い規格（注2）

② 生産方法についての基準を内容とする規格（JAS法第2条第3項第2号の規格）については、次のいずれかに該当する規格については、廃止の是非を検討することとする。

ア 見直しを行う年度の過去2ヶ年度の小売販売額（注1）の平均値が、見直しを行う年度の4年度前の小売販売額に比べ著しく低下している農林物資の規格

イ 一の都道府県以外では格付されなくなった農林物資の規格廃止の是非の検討に当たっては、次のいずれかに該当する規格については、改正又は確認する方向で検討するものとする。

ア 改正することにより廃止の基準に該当しなくなることが見込まれる規格

イ 他法令で引用されている規格

ウ 消費者、実需者、生産者又は製造業者が存続を強く望んでおり、その理由に合理性があると認められる規格

エ 国際的規格の動向や消費者ニーズの変化への対応等存続させることについて政策的な必要性がある規格

オ その他存続させることについて合理的な理由がある規格

(2) 改正を検討するに当たった際の基準

規格の改正は次の観点から検討を行う。

(2) 改正の是非を検討するに当たった際の基準

① (1)により廃止することとされた規格以外のすべての規格について、次の観点から改正の是非について検討を行い、改正の必要性が認められる場合には、改正する。

- ① 消費者向けの規格
 良質な製品を提供する観点（原材料の増量材の使用の制限、
 まがいものの防止等）及び消費者ニーズに対応した製品を提供
 する観点（製品の特性を踏まえ、食品添加物の使用を必要最小
 限とする等）
- ② 実需者向けの規格
 性能規定化（強度、耐久性等の材料の性能に着目した規格の
 導入）、等級化等取引の合理化を図る観点及び実需者に良質な
 製品を提供する観点。

(3) 確認

廃止又は改正を行わない規格は、確認するものとする。

II 品質表示基準見直しの基準

- 1 名称規制
 個別品目の名称規制については、消費者に重大な誤認が生じる等
 の懸念がある場合を除いて原則として廃止し、一般誤認防止ルール
 で対応することを検討する。
- 2 名称表示以外の項目
 分かり易い表示ルールを実現する観点から、その必要性を個別に
 検討し、加工食品品質表示基準に整理統合することが可能かどうか
 も含めて検討する。

III その他

- 1 他法令に基づく基準等を引用している場合のこれら基準改正に伴
 う形式的なJAS規格及び品表改正は、調査会部会を経ずに調査会
 総会で議決することができることとする。
- 2 規格及び品質表示基準の廃止、又は改正に際しては、包装資材の
 在庫の状況等当該規格及び品質表示基準に係る製品の生産又は製造
 の実態を考慮し、必要な経過措置を設けるものとする。

- ア 消費者向けの農林物資の規格については、原材料の増量材的
 使用の制限、まがい物の防止等消費者に良質な製品を提供する
 観点及び食品添加物の使用を必要最小限とする等消費者ニーズ
 の変化に対応した製品を提供するという観点
- イ 実需者向けの農林物資の規格については、性能規定化（強度、
 耐久性等の材料の性能に着目した規格の導入）、等級化等取引
 の合理化を図る観点及び実需者に良質な製品を提供する観点
- ウ 国際的規格との整合性を図る観点
- ② JAS格付を受ける製品の原材料はJAS格付品でなければな
 らないことが規定されている規格又は品質に関する表示の基準が
 規定されている規格については、当該規定を存続させる必要性に
 ついて実態を踏まえ検討を行い、特段の必要性がない場合には、
 当該規定を削除する。

(3) 確認

廃止又は改正を行わない規格については、確認するものとする。

(4) 経過措置

規格を廃止し、又は改正するに際しては、包装資材の在庫の状況
 等当該規格に係る農林物資の生産又は製造の実態を考慮し、必要な
 経過措置を設けるものとする。

J A S 規格見直し状況（総会ベース）

<p>廃止（38）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜缶詰及び野菜瓶詰 ・果実缶詰及び果実瓶詰 ・その他農産物缶詰 ・農産物瓶詰 ・はっか ・アイスクリーム類 ・果糖 ・乾燥マッシュポテト ・混合プレスハム ・凍豆腐 ・魚肉ハム ・魚肉ソーセージ ・うにあえもの ・原料牛乳等 ・うに加工品 ・乾燥わかめ ・塩蔵わかめ ・めん類等用つゆ ・普通合板 ・コンクリート型枠用合板 ・構造用合板 ・難燃合板 ・防災合板 ・特殊合板 ・レトルトパウチ食品 ・チルドぎょうざ類 ・かりんとう ・手延べそうめん類 ・こんぶ ・乾しいたけ ・風味かまぼこ ・特殊包装かまぼこ ・調理食品缶詰・瓶詰 ・マグロ・カツオ野菜煮缶詰 ・特種缶詰 ・鯨野菜煮缶詰 ・水産物野菜煮・調理缶詰 ・機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材 <p><u>〈参考〉廃止是非検討の基準</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業者限定され、大きな品質格差認められず。 ・小売販売額著しく低下。 ・格付率が著しく低い。 	<p>改正（48）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畳表 ・風味調味料 ・針葉樹の構造用製材 ・針葉樹の造作用製材 ・針葉樹の下地用製材 ・広葉樹製材 ・調理冷凍食品 ・構造用パネル ・水産物缶詰・瓶詰 ・マカロニ類 ・異性化液糖等 ・ぶどう糖 ・マーガリン類 ・食用精製加工油脂 ・ショートニング ・ドレッシング ・削りぶし ・ジャム類 ・畜産物缶詰・瓶詰 ・即席めん類 ・生タイプ即席めん ・乾燥スープ ・構造用単板積層材 ・フローリング ・集成材 ・単板積層材 ・構造用集成材 ・プレスハム ・ハム類 ・ベーコン類 ・熟成ハム類 ・熟成ベーコン類 ・熟成ソーセージ類 ・精製ラード ・食用植物油脂 ・食酢 ・トマト加工品 ・ソーセージ ・混合ソーセージ ・乾めん類 ・しょうゆ ・植物性たん白等 ・ハンバーガーパティ ・チルドハンバーグステーキ ・チルドミートボール ・ウスターソース類 ・枠組壁工法構造用製材 ・枠組壁工法構造用たて継ぎ材 	<p>確認（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生糸 <p>新規（6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物缶詰・瓶詰 ・合板 ・生産情報公表牛肉 ・手延べ干しめん ・生産情報公表豚肉 ・生産情報公表農産物 <p>見直し中</p> <p>（7/15総会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豆乳類 ・煮干魚類等 ・地鶏肉 ・有機農産物 ・有機加工食品 ・素材 ・電柱用素材 <p>（8月総会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物漬物 ・ニンジンジュース等 ・果実飲料 ・炭酸飲料 <p>（製材の規格見直しの中で検討）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・押角 ・耳付き材 ・まくら木
---	--	--

品質表示基準一覧

<p><加工食品></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加工食品品質表示基準 1 ハ ム 類 2 プ レ ス ハ ム 3 混 合 プ レ ス ハ ム 4 ソ ー セ ー ジ 5 混 合 ソ ー セ ー ジ 6 ベ ー コ ン 類 7 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰 8 チルドハンバーグステーキ 9 チルドミートボール 10 ア イ ス ク リ ー ム 11 煮干魚類及び煮干魚類粉末 12 特殊包装かまぼこ類 13 風 味 か ま ぼ こ 14 魚 肉 ハ ム 及 び 魚 肉 ソ ー セ ー ジ 15 削 り ぶ し 16 う に 加 工 品 17 う に あ え も の 18 乾 燥 わ か め 19 塩 蔵 わ か め 20 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース 21 ト マ ト 加 工 品 22 農 産 物 漬 物 23 乾 し い た け 24 乾 燥 マ ッ シ ュ ポ テ ト 25 ジ ャ ム 類 26 さ く ら ん ぼ 砂 糖 漬 け 27 果 糖 28 乾 め ん 類 29 即 席 め ん 類 30 生タイプ即席めん 	<ul style="list-style-type: none"> 31 マ カ ロ ニ 類 32 凍 豆 腐 33 み そ 34 し ょ う ゆ 35 ウ ス タ ー ソ ー ス 類 36 トレッシング[®]及びトレッシングタイプ[®]調味料 37 食 酢 38 風 味 調 味 料 39 め ん 類 等 用 つ ゆ 40 乾 燥 ス ー プ 41 調 理 冷 凍 食 品 42 チルドぎょうざ類 43 調理食品缶詰及び調理食品瓶詰 44 レトルトパウチ食品 45 炭 酸 飲 料 46 果 実 飲 料 47 豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料 48 精 製 ラ ー ド 49 食 用 植 物 油 脂 50 ショートニング 51 マ ー ガ リ ン 類 52 農産物缶詰及び農産物瓶詰 53 パ ン 類 54 う な ぎ 加 工 品 55 野 菜 冷 凍 食 品 <p><生鮮食品></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生鮮食品品質表示基準 1 玄 米 及 び 精 米 2 水 産 物 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝子組換え食品 <p style="text-align: center;">合 計 60</p>
--	---